



直営別荘地ホームページがリニューアル

令和3年5月吉日、信州長和町直営別荘地のホームページをリニューアルいたしました!!
 ホームページ全体のレイアウトを変更し、各オーナー様、またこれから長和町と直営別荘地(学者村別荘地、美し松ハイランド別荘地、ふれあいの郷別荘地、美ヶ原高原郷別荘地)を訪れたいとお思いの皆様に「親しみやすく」「わかりやすい」情報をお届けできるようになりました。直営別荘地の旬&大切な情報をリアルタイムで掲載しておりますので、オーナーの皆様、ぜひとも「お気に入り」への登録をお願いいたします。



★★主な変更点は下記のとおりです★★

①ライブカメラ画像が充実

皆様が一番気になる「長和町の今!!」を、他の検索サイトに頼らず、当ホームページのトップページで確認できるようになりました。また、付随されております長野県上田建設事務所のライブカメラでは、現在の気温や道路状態もご確認いただけます。

③長和町、そして長和町直営別荘地へのアクセス

各オーナー様、また、これより各直営別荘地を訪れたいとお思いの皆様のために「わかりやすい位置図」を作成しました。ホームページ内の『長和町ってどこ?アクセス』をクリックしてください。

引き続き「各オーナー様のためのホームページ」として定期的に情報発信して参ります。信州長和町直営別荘地のホームページを宜しくお願いたします。

柳沢頑張ります!
 応援宜しくお願いしマッスル!!



②直営別荘地からの「お知らせ」を、わかりやすく整理しました

以前のホームページでは「別荘ブログ」という形で、すべての情報をまとめてお知らせしておりましたが、新しいホームページでは「総合管理センターからのお知らせ」「町からのお知らせ」「スタッフブログ」と、皆様が求める情報ごとに整理し周知できるようになりました。

私、管理人の柳沢が定期的に更新している内容は「スタッフブログ」にて、引き続き更新して参ります。皆様、お楽しみに^^



④情報満載!

長和町の楽しく&役に立つ情報が集まるリンクサイト「生活お役立ちサイト」、また長和町直営別荘地だより「長和の風」のバックナンバーもご覧いただけるようになりました。過去から現在、そして未来へとつながる様々な情報をお届けいたします!

信州・長和町直営別荘地ホームページ
<https://villanagawa-nagano.com/>



直営別荘地の夏祭り等が中止になりました(※詳細につきましては次頁をご確認ください。)

長和の風

発行と編集/
 信州長和町直営
 別荘地総合管理センター
 TEL 0268-68-2906
 FAX 0268-68-2191

令和3年7月発行
 第32号

着任のご挨拶並びに 直営別荘地夏祭り等の 中止について



建設水道課長の龍野正広と申します。日頃より、信州長和町直営別荘地をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

令和三年四月より別荘専門幹(別荘担当課長)が建設水道課長管轄となり、別荘係・建設耕地係・上下水道係から構成される建設水道課は各係長がそれぞれであり、課長が一人という体制となりましたので、宜しくお願い致します。

オーナーの皆様におかれましては「新しい生活様式」にあわせて「別荘ライフ」を楽しんでいただいておりますが、昨年度に引き続きコロナ禍ということから、町内の行事もほぼ全てが中止となっております。

そのような状況の中、皆様が毎

年楽しみにしている「学者村祭」及び「美し松音楽祭」、「ふれあいの郷ハイキング」等につきましても、参加される皆様の健康や安全面を第一に考え「中止」することを決定しました。私達、別荘係としましても本当に残念です。

今は我慢の時だと感じておりますが、明るくなる時が来ましたら、より一層、心と体を癒しに直営別荘地へお越しいただきたいと思っております。

一日も早く、長和町での別荘ライフを満喫いただける状況に戻りますよう、町部局、直営別荘地総合管理センター関係機関が互となり対応させていただきますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

解とご協力をお願いいたします。

直営別荘地で業者に工事等を発注する場合

総合管理センター及び各管理事務所では、工事等について事前に連絡のないものについては、別荘の「鍵の貸出」また「工事の実施」を許可いたしませんのでご注意ください。

また、土・日・祝日、正月やお盆、ゴールデンウィーク等につきましても、別荘地内での工事全般を禁止しております。(※緊急対応については特別に許可)業者に工事等を発注する場合は、カレンダー等をご確認いただき、総合管理センター及び、各事務所事前に相談いただきますよう、お願いいたします。

信州かりん茶屋

長和町の道の駅「マルメロの駅ながと」に「クリームソーダ専門店 信州かりん茶屋」という話題のお店があります。一般的にクリームソーダといえば、メロンソーダにアイスクリーム&サクランボが一般的ですが、ここ信州かりん茶屋のクリームソーダはフレーバーのバリエーションが豊富で「飲む宝石箱やあ〜」みたいな感じです。ちなみに私、柳沢とタカちゃん(管理センターの女神)は全種類コンプ済!道の駅内に併設されている「足湯」にひたりながら飲むクリームソーダは格別です。



信州かりん茶屋 <https://www.instagram.com/karinchayachaya/>





おうちで ながわメシ

長和町飲食店テイクアウト情報

長和町に来たら＆別荘に来たら
何もせず、ゆっくり自然と戯れた
いお客様に朗報です！

新型コロナウイルス感染症拡大防
止のため、ここ長和町でも外出や
外食の自粛が継続しています。そ
んな中、長和町でもテイクアウト
とデリバリーを中心に営業してい
る飲食店を掲載したホームページ
が開設しました。別荘で高原の風
に癒されながら、長野県や長和町
の特産品に相手＆舌鼓してみても
いかがでしょうか。

現在、登録されている飲食店は
「二十三軒」、長和町で利用できる
「地域いきいき券（5%OFF）」
も活用できますよ！

お問合せ

長和町商工会

電話 0268-68-2651

(土日・祝日休)

おうちでながわメシ

<https://luckpond.net/>



信州・長和町地域おこし協力隊

第5期メンバーが着任

令和三年四月「信州長和町地域おこし
協力隊」として着任された三名が、長和
町の魅力を元気に発信しています。長和
町に別荘を所有したいお客様、また長和
町へ移住定住を検討されている皆様に寄
り添ったホームページも開設されました。
また協力隊の岩崎隊員が毎日更新して
いるYOUTUBEチャンネル「森乃暮
らし」では、実際に長和町へ移り住んだ岩
崎隊員の「生の声」が包み隠さず放送され
ており、現在視聴回数も日を追うごとに
倍増しているとのこと。岩崎隊員が
作曲した「長和町の唄（※町非公認）」
や小鳥たちのさえずりで、癒されてみて
はいかがでしょうか。



上野隊員

依田隊員

信州ながわ移住相談室

<https://shinshuu-nagawaijuu.jimdofree.com/>

森乃暮らし (YOUTUBEチャンネル)

<https://www.youtube.com/channel/UCN35zibiGTbLrFMY2wWrUWA/featured>



長和町商工会から

「長和の里地域いきいき券」について

(別荘オーナー様も対象となります)

長和の里地域いきいき券は、長和町にお住まいの方・町内の
事業所にお勤めの方・町内に宿泊する方のみ使えるとてもお
得な商品券です。販売店で商品券を購入し、加盟店で使うだ
けで5%もお得になります！使えば使うほど地域がいきいき耀
き、地域が元氣になります！詳しくは長和町商工会へお問い合
わせください。

いきいき券は商工会事務所の他、町内の商店でご購入いた
できます。



詳しくは

長和町商工会

https://nagawa-sci.jp/ikiiki_tick/

TEL 0268-68-2651

担当 宮坂まで

直営別荘地総合管理センターから

契約満期を迎えるオーナー様へ

契約満期を迎えるオーナー様には「契約更新に係る手続き」について、事前にお知らせしております。その中で様々な事情により別荘を手放さなければならぬ等の相談をいただくことがあります。直営別荘地の解約につきましては下記の項目について、ご確認くださいませますようお願いいたします。

【解約条件について】

- 当直営別荘地では契約満期での解約となります。期日についてご不明の方は、総合管理センターまでご相談ください。
- 別荘料金をはじめ、税金や公共料金の未納がある場合は解約できません。解約手数料も別途必要ですので、納入方法等については総合管理センターまで、ご相談ください。
- 契約区画の「建物・工作物の撤去」「景観整備」が必要です。契約区画を返却する場合は、別荘地の維持管理及び再販等を実施するため、解約手続き前に「建物・工作物の撤去」と「景観整備」を実施いただく必要があります。
- その他
「契約者様の死亡により相続手続きが必要なお客様」「共有名義で契約しているお客様」につきましては、通常の手続きに加え様々な手続きが必要となります。そのような場合は手続き完了まで、ある程度の期間をいただく場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【解約後の別荘料金について】

当直営別荘地の別荘料金(管理費等)の請求は「毎年12月」にお願いしております。「解約月」は、すべての解約事務が終了した「月」となり、当該年の1月から解約月までの管理料等は「月割り」にて、別荘料金を12月に請求させていただきます。

【一例】 解約及び売買に係る別荘料金の算出方法について

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			解体月	解約月							請求月
別荘料金	請求対象期間				別荘料金	請求対象外期間					

【住所や電話番号が変わった場合】

お客様の住所や電話番号等に変更があった場合は、速やかに総合管理センターまでご連絡ください。

【別荘地を次の世代へ確実に承継するために】

最近、相続や譲渡の手続きが滞っていたため、登記事務が完了しないケースが多く見受けられます。確実に次の世代へ別荘を承継するために遺言書や公正証書の作成等、ご検討いただきますようお願いいたします。

学者村別荘地に係る新しい管理委託契約書について

学者村別荘地に係る旧管理委託契約書につきましては、更新を迎えるオーナー様から順次、新しい管理委託契約書へ移行いただいておりますので、必要事項を記入の上ご返信ください。また連絡先につきましても登録方法が変更となっておりますので、ご不明の際は総合管理センターまでお気軽にご相談ください。

別荘をキレイに保つために

坂田管理人



区画内をキレイに保つために、総合管理センターでは様々な専門業者を紹介しております。実施期日や作業方法など、ご希望に添えない場合もありますので総合管理センターまでご相談ください。

令和3年度景観整備事業について

現在、直営別荘地内の「松くい虫被害」については甚大な被害が発生しつつあります。所有区画内に赤松があるオーナー様におかれましては、松くい虫被害木の伐採及び赤松の全伐に、ご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは総合管理センターまでご相談ください。

区画内の景観整備(草刈作業等)の受付を開始します

総合管理センターでは、毎年、春から秋にかけて区画内整備(草刈作業等)の受付をしております。草が繁茂している状態は、害虫の発生、ごみの不法投棄、放火などの犯罪が起こりやすくなります。みんなが気持ちの良い区画を維持するため、定期的な区画内整備を実施しましょう。

1区画 ¥5,000+消費税

※区画の場合は複数区画計算になります。また、作業量の多い区画については別途料金が発生することもあります。

※お申込みは、電話、ファクス、メールで受け付けています。区画番号、お名前、実施時期などを伝えてください。(残したい花木がある方は「指示書」を明示して提出してください。または、敷地内に誰でもわかるように目印をお願いします。)

直営別荘地総合管理センター

電話 0268-68-2906 FAX 0268-68-2191

メール bessou@town.nagawa.nagano.jp

柳沢管理人



建物保険に加入しましょう

近年の異常気象から予測不可能な災害が起こり得る時代となって参りました。当直営別荘地でも隣接する区画や個人所有地からの倒木により、別荘が破損してしまう事例も発生しております。自然災害においては、様々な状況により「相手(被害を与えた者)」が対応できないケースもあるようですので、皆様の大切な財産である別荘を守る為に建物保険の加入をお願いいたします。

お願い



今年も各直営別荘地において道路維持管理作業が順次始まります。オーナー様が植えた花木等を刈り込んでしまうことのないよう「目印」など付けていただくと助かります。また作業時、伐採音で車の通過がわからない場合がございます。作業現場を通過する際は、軽く「クラクション」等で合図いただくと幸いです。

● 樹木が成長しております。各オーナー様所有区画から幹線道路等に伸びている枝等の処理をお願いします。また車の往来等に支障があり早急に対応しなければならぬものについては、管理センターの判断で伐採させていただきます場合がございますので、ご了承願います。
● 区画内にあるスズメバチの巣の駆除をお願いします。スズメバチは大変危険なため、個人で駆除するのではなく、専門業者に依頼してください。

ゴミの出し方について

● ゴミは町指定袋に入れて、**ゴミ排出者の氏名を必ず記入の上、収集日の朝8時までにゴミステーションに出してください。**

※氏名の記入のないゴミは回収されません。
ゴミの収集日につきましては、長和町公式ホームページや長和町の広報紙「広報ながわ」にて掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

● 町指定袋以外の袋で出されている場合には収集いたしません。(※乾電池等は除きます)

町指定袋は直営別荘地総合管理センターや各管理事務所、長和町役場、町内の商店やコンビニ

エンスストアで購入できます。

● 長和町以外での指定袋取扱店をご紹介します

- ツルヤ丸子店 ● ツルヤ立科店
- ノリ薬局たけし
- コメリハードグリーン武石店
- デリシア上丸子店
- JA信州うえだグリーンファーム店

● 町指定袋に入らない粗大ゴミ(家電製品、家具等)は処分料がかかります。

粗大ゴミの処分については直営別荘地総合管理センター及び各管理事務所にご相談ください。

町では収集・処理できないもの

【家電4品目】

家電4品目(テレビ)「エアコン」「洗濯機・乾燥機」「冷蔵庫・冷凍庫」は家電リサイクル法に定められていることから、町で処理することができません。

【タイヤ(ホイール含む)、消火器、バッテリー、ガスボンベ、コンクリート・ブロック、建築廃材、浴槽(プラスチック製除く)、自動車・オートバイ、耐火金庫(大型)、大型機械の取扱い】

販売店や専門業者に処理をお願いしてください。

専門業者	業者名	所在地	連絡先
●	小柳産業(株)	上田市東内1465-1	0268-43-0053
	(有) 篠原商店	上田市東内2256-2	0268-42-2309

信州長和町直営別荘地総合管理センター(学者村別荘地)

☎0268(68)2906 / ☎0268(68)2191

●WEB <http://villanagawa-nagano.com>

●MAIL bessou.nagawatown@gmail.com

美し松ハイランド管理事務所 ☎&☎0268(69)2732

ふれあいの郷別荘地管理事務所 ☎&☎0268(69)2541

美ヶ原高原郷別荘地管理棟 ☎0268(88)2167

町民福祉課 生活環境係 Tel.0268-75-2081
長和町直営別荘地総合管理センター Tel.0268-68-2906

編集後記 新型コロナウイルスや自然災害、リモートワークなどの普及により、長野県への移住、中古別荘の販売状況が活発になっております。町営別荘地でも、新規オーナー様や定住する皆様をお迎えできて嬉しいかぎりです。皆様に親しまれるような情報を発信できるようにがんばります。 ナル